

『防災・減災対策等強化事業推進費』 について

～年度途中に緊急的かつ機動的に配分～

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

はじめに

昨年度は、令和2年7月豪雨など相次ぐ自然災害の発生により甚大な被害が生じました。これらの災害に対する再度災害防止対策や、重大な交通事故を契機とした交通安全対策、早期に防災・減災効果を発揮するための対策などに、当室所管の防災・減災対策等強化事業推進費（以下、「防災・減災対策推進費」という。）が活用されました（国：40件、都道府県：50件、市町村：8件、独立行政法人：3件、民間企業：33件）。

今回、この防災・減災対策推進費について、概要、活用事例等を紹介します。

1. 防災・減災対策推進費の概要

防災・減災対策推進費は、年度当初に予算計上されていない公共事業について、年度途中に事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に防災・減災対策の強化を行うために配分する予算です（令和3年度予算案：284億円（国費））。

事業所管部局（他省庁含む）からの申請に基づく予算措置により、災害を受けた地域等における「災害対策事業」、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における「公共交通安全対策事業」、事業推進により早期に防災・減災効果を発揮するための「事前防災対策事業」に活用することができ、以下に列記するような場合での活用が想定されます。

（1）災害対策事業

- ① 災害復旧事業にあわせて、公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策
- ② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策
- ③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害（風化、劣化による崖崩れ等）により被災した場合の対策
- ④ 全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

なお、対象となる災害は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れ、その他の異常な自然現象」により生じた災害で一定の要件を満たすものです。

〔(1)－③の例〕 災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れで通行止めが発生したため、推進費により法面对策を実施。



被災後



対策後

(2) 公共交通安全対策事業

- ① 死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策
- ② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

〔(2)－②の例〕 園児の移動経路（交差点）において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所に防護柵等を設置



防護柵工



歩車道境界ブロック工



区画線工

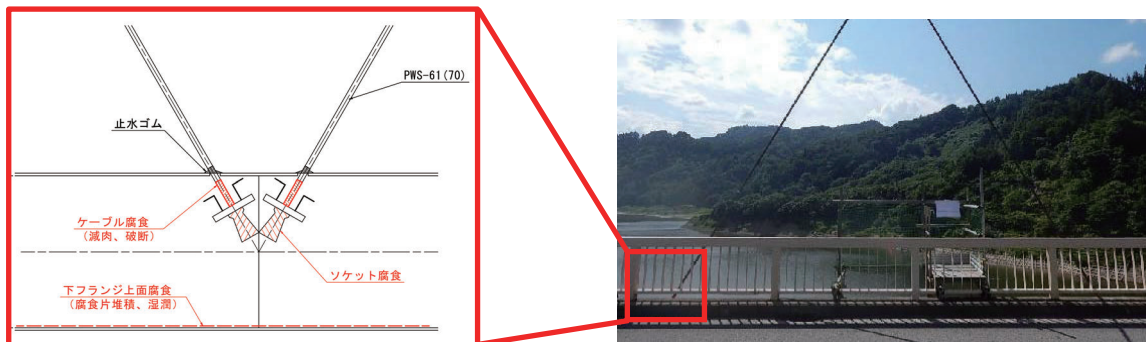
(3) 事前防災対策事業

- ① 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- ② 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- ③ 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

〔(3)－②の例〕 緊急輸送道路の整備において、詳細の地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。



〔(3)-③の例〕緊急輸送道路において、橋梁の詳細調査を実施した結果、ケーブル腐食が確認され落橋の恐れが判明したことから、推進費によりケーブル補強対策を実施。



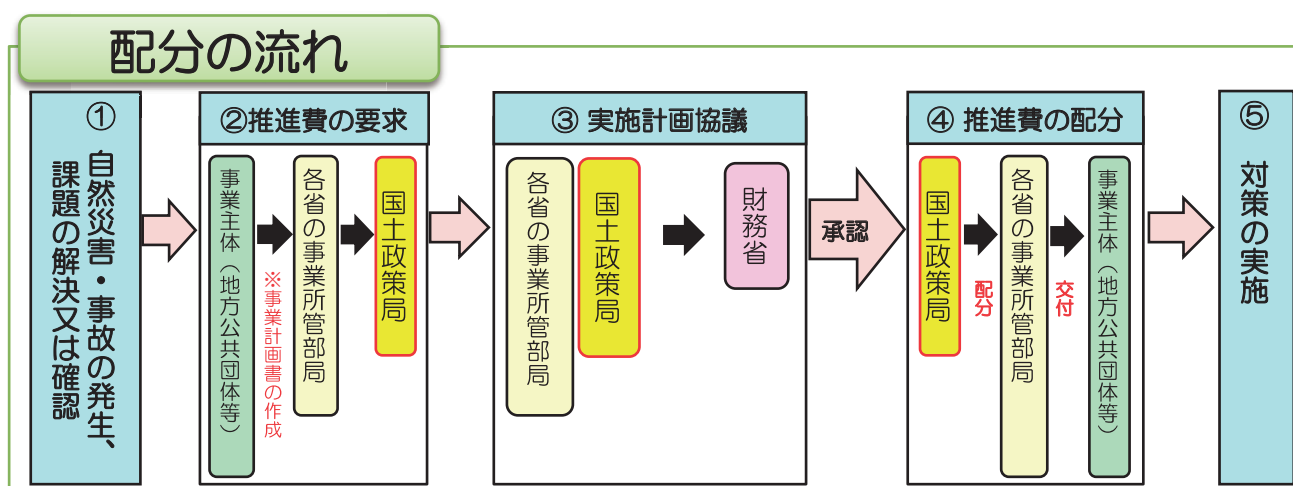
2. 防災・減災対策推進費の対象事業

対象事業は、公共事業関係費に分類される公共事業で、一定の計画等に基づき実施し、早期実施により効果が適切に発現するものが配分対象になります。ただし、以下の点に留意してください。

- ・各省庁が所掌する各事業に配分する予算であるため、前提として配分する各事業の採択要件を満たす必要があること。
- ・事業の実施にあたり、新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであること。
- ・単なる維持管理费用等であって、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できないこと。

3. 要求から配分までの流れ

防災・減災対策推進費の要求から配分までの流れは以下のフロー図のとおりです。



4. 令和3年度の募集スケジュール

令和3年度の募集スケジュールは下表を予定しています。

区分	募集期間	配分時期（予定）
第1回	4月1日～5月10日	6月下旬
第2回	5月11日～7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬～10月上旬	11月中旬

上記のほか甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。

5. 活用事例について

令和2年度の活用事例を紹介します。

◆事例1（災害対策事業）

【事業名】 道路更新防災等対策事業（主要地方道島田川根線）

【事業主体】 静岡県

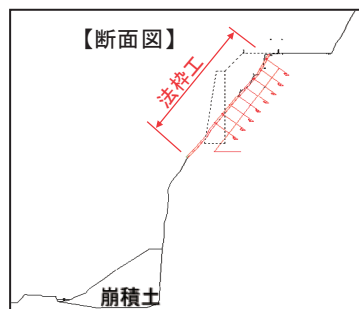
【場 所】 静岡県島田市鶴網

【被害状況】 令和2年4月17日に崖崩れが発生し、路肩通行規制を行っています。

【対策内容】 再度災害防止を図るため、推進費を活用して緊急的に法枠を整備しています。



写真（被災状況）



◆事例2（公共交通安全対策事業）

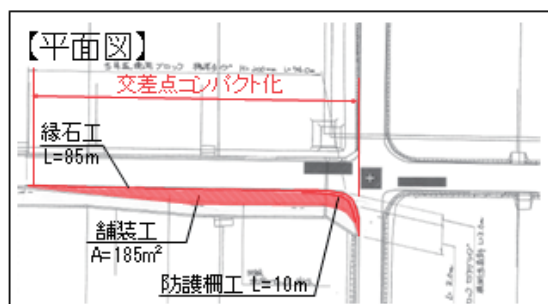
【事業名】 交通安全施設等整備事業（市道五条吉川湖岸線）

【事業主体】 野洲市

【場 所】 滋賀県野洲市吉川

【被害状況】 信号のない交差点で東進車両と北進車両が衝突し、運転手1名が死亡するという、重大な事故が発生しました。

【対策内容】 事故の再発防止を図るため、推進費を活用して緊急的に交差点の改良を実施しています。



◆事例 3（事前防災対策事業）

【事業名】 道路維持管理事業（一般国道 228 号）

【事業主体】 国土交通省

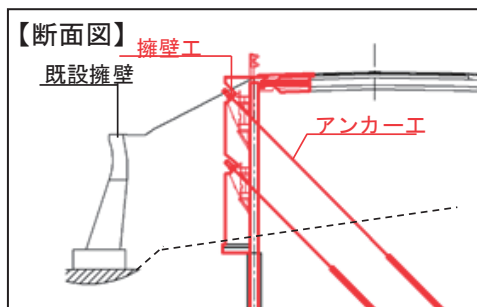
【場所】 北海道松前郡松前町字荒谷

【課題】 道路擁壁の改良のため地盤掘削を進めていたところ、想定外の箇所で玉石が確認され、工法の変更が必要となりました。

【対策内容】 事業を推進し早期に事業効果を発揮するため、推進費を充当して玉石に対応した施工を実施しています。



写真（施工箇所）



おわりに

年度途中で緊急的に予算が必要となった場合には、防災・減災対策推進費の活用をご検討いただければと思います。

制度の詳細は国土交通省のホームページに掲載していますので、参考にいただければ幸いです。

【問い合わせ先・国土交通省ホームページ】

国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

TEL：03-5253-8360（直通）FAX：03-5253-1572

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html